

令和 8 年度 指導監査について

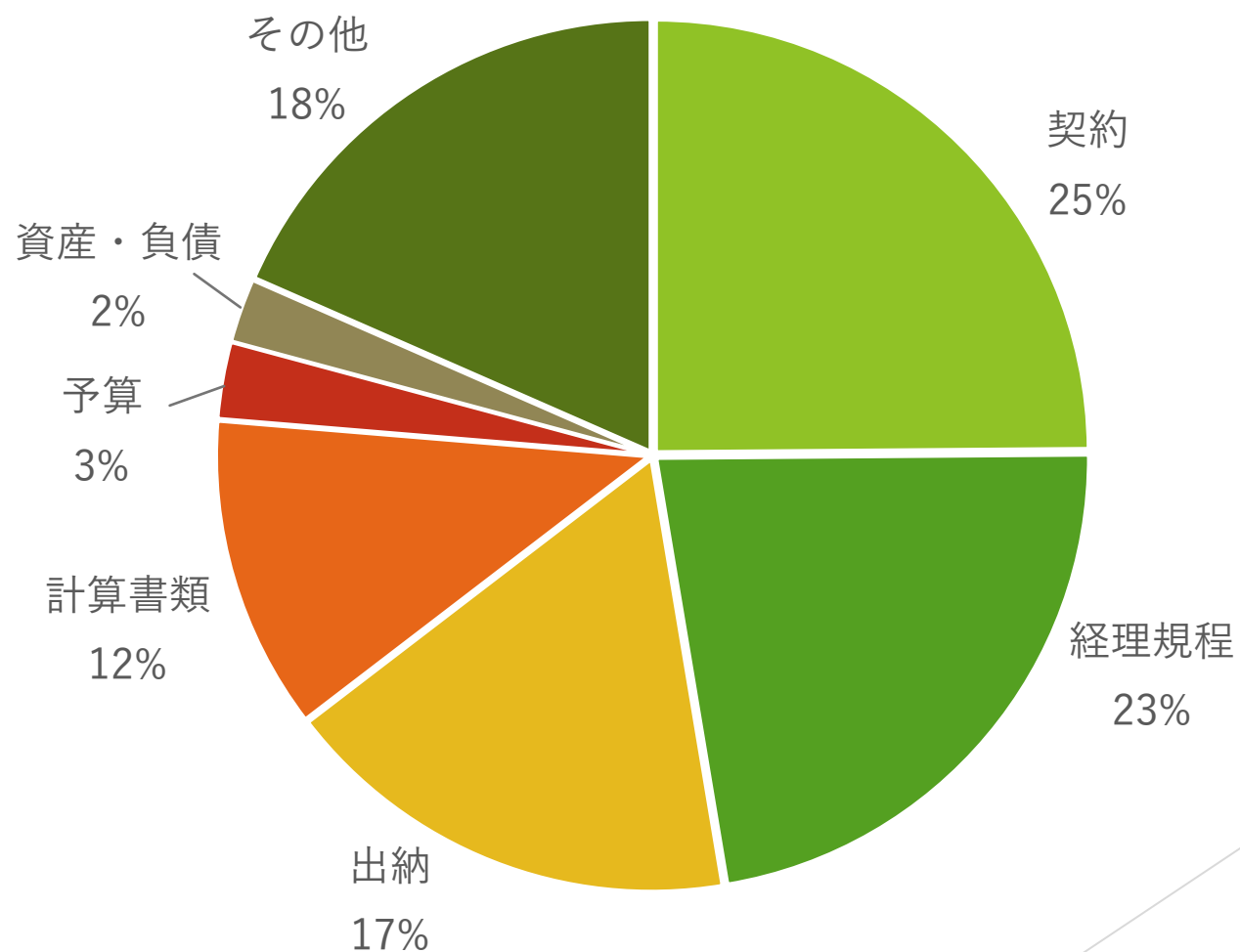
(社会福祉法人・施設
会計経理)

熊本市 指導監査課

目次

1. 令和7年度の指摘・助言事項
 - ① 指摘・助言事項件数割合
 - ② 指摘・助言事項まとめ
2. 指摘・助言事項についての解説
 - ① 契約について
 - ② 経理規程の整備について
3. 令和8年度の指導監査重点事項について
4. 入札及び随意契約に係る基準改正について

1. 令和7年度の指摘・助言事項 (①－件数割合)



1. 令和7年度の指摘・助言事項 (②－まとめ)

項目	主な内容	指摘区分
契約に関する事	・ 100万円を超えた契約で、契約書が作成されていない ・ 長期間にわたる契約で契約金額と支払っている金額が一致していない	口頭 口頭
経理規程に関する事	・ 経理規程の注記に関する条文が改正されていない ・ 経理規程の（契約書の作成）「(6)かし担保責任」について、「(6) 契約不適合責任」に修正されていない ・ 経理規程に記載のある拠点区分等と計算書類の拠点区分等が一致していない	助言 助言 助言
計算書類関係	・ 作成すべき附属明細書が作成されていない ・ 勘定科目の誤り	口頭 助言
出納に関する事	・ 経理規程どおりに小口現金の処理がされていない	助言

2. 指摘・助言事項についての解説

① 契約について

- ✓ 契約内容の確認
- ✓ 入札及び随意契約
- ✓ 自動更新する場合

② 経理規程の整備について（周知）

- ✓ 会計基準の注記事項に関する箇所の改正

① 契約について

✓ 契約内容の確認

【品目・委託内容】、【数量】、【期間】、
【金額・単価・消費税率】、【場所】、【契約
相手】などは、支払い内容と一致しているか？

✓ 入札及び随意契約

- ▶ 入札及び契約に関する事務については、関係法令等に基づき、適正かつ公正に行われているか。
- ▶ 随意契約については、予定価格が一定の額を超えていない場合など、合理的な理由に基づき適正に実施されているか。
- ▶ 価格を理由とする随意契約を行う場合には、複数の業者から見積書を徴取し、その内容を比較検討するなどにより、契約金額が適正であることを客観的に判断しているか。

✓ 自動更新する場合

「双方**異議が無ければ**、契約を自動更新」

契約内容を他の可能性も含めて検討

↓

今までの契約内容が、最も有利

↓

更新することに異議なし

② 経理規程の整備について

✓ 会計基準の注記事項に関する箇所の改正

(会計基準)

第29条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 ～ 十四 (省略)

十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

十六 (省略) ※今までの十五の条文

2 ～ 3 (省略)

4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十六号に掲げる事項を注記しなければならない。(以下省略)

「モデル経理規程」(全国社会福祉法人経営者協議会)では、第62条第1項、第2項
※ただし、「モデル経理規程」は未改正

経理規程の改正箇所

モデル経理規程

(注記事項)

第62条 計算書類には次の注記事項を記載しなければならない。

(1) ～ (14) 省略

(15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の・・・(以下省略)

2 計算書類の注記は、・・・(中略)・・・上記(1)(12)(13)を省略する。

(注記事項)

第62条 計算書類には次の注記事項を記載しなければならない。

(1) ～ (14) 省略

(15) 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

(16) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の・・・(以下省略)

2 計算書類の注記は、・・・(中略)・・・上記(1)(12)(13)(15)を省略する。

3. 令和8年度の指導監査重点事項について

▶ 重点事項

- ① 経理規程等の整備に関する事項
- ② 契約に関する事項
- ③ 計算書類等の整備に関する事項

4. 入札及び随意契約に係る基準改正について

- ▶ 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」は令和8年3月に改正され、令和8年4月1日から適用
- ▶ 改正により、2者見積で足りるとされる金額の見直し
- ▶ 本年度の指導監査（令和7年度決算）
改正前の基準で確認
- ▶ 令和8年4月1日以降に締結する契約
改正後の基準が対象
※新基準の運用には、法人が定める経理規程の改正が前提
- ▶ 経理規程を改正していない場合
従来の基準での運用を継続して差し支えなし

お願い

監査資料と自己点検表は、
令和 8 年度の様式を
使用してください。

ご視聴ありがとうございました。

本動画に関する質問は、指導監査課までお問い合わせください。